

座談会等開催委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類の規格及び提出部数を次表に示します。

提出書類	規格	提出部数
表紙【様式ア】	A 4 縦 片面 1 枚	【紙】 正本 1 部、 副本 7 部 【データ】 1 部（正本の P D F データを格納した記録媒体）
委託業務全般に関する考え方などを示した全体の企画案	A 4 縦 片面 2 枚以内	
意見交換会の企画及び実施体制	A 4 縦 片面 5 枚以内	
森林環境税に関する広報の企画及びイメージ図	A 4 縦または A 3 横 片面 6 枚以内	
スケジュール	A 4 縦 片面 2 枚以内	
経費見積書	A 4 縦 片面 2 枚以内	
類似業務実績一覧【様式イ】	A 4 縦 片面 2 枚以内	

（提出書類の製本について）

・ A3 の場合は、外三つ折り（Z 折り）を行い、A4 サイズとすること。

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

3 提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）17 時必着

※ この期限までに上記書類すべての提出がないものは、受付できませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号

高知県 林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当 森

5 受理の通知

提出された書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して受付したことを

電子メールにて通知します。持参の場合は、通知は行いません。

6 企画提案のポイント

(1) 事業の目的と効果

- ・森林環境税（以下「税」という。）及び税の活用事業について周知を図るとともに、税に関する意見や提案を広く集めるための意見交換会を開催する。また、税の認知度を高め、県民の森林保全活動への参加を促進するための広報を実施する。

(2) 事業の要件

別添「令和7年度座談会等開催委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 現状の問題点・課題

- ・税は、県民参加による森林環境の保全を目的に平成15年に導入され、令和7年度は22年目、5年ごとに延長された第5期の3年目にあたる。令和4年度に実施した県民世論調査では、税及び税の使途の認知度は3割未満であり、平成15年度の森林環境税の徴収に関する認知度調査の「知っていた」47.1%と比較すると低くなっている。
- ・また、県議会や森林環境保全基金運営委員会の指摘で、税の成果・効果が見えにくいことや県民意見を反映させることが必要との声がある。
- ・このため、意見交換会を開催し、県民に対し税について直接説明し、意見や提案を広く集める機会とする。また、新聞やデジタル広告等を活用した広報を通じて、税の認知度向上や県民の森林保全活動への参加の促進を図っていく。
- ・意見交換会については、令和5年度から令和6年度にかけて、林業事務所が管轄する地域単位で年2箇所ずつ、計4箇所で開催している。
- ・令和6年度は一般県民の参加を公募して開催する座談会について、当初11月の開催を予定していたが、参加者数が十分に集まらなかったことから一旦中止。開催内容について見直しを行い、令和6年12月～令和7年3月の間で、地域住民や高校生を対象に計4回の意見交換会を実施、計65名が参加した。
- ・令和7年度については、中央東地域（高知市、南国市、香南市、香美市）、須崎地域（須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町）で開催。令和6年度と同様、開催地域内の高校生などを対象とした座談会と、森林保全ボランティア団体や集落活動センター構成員、地域おこし協力隊など、地域で活動する個人や団体を対象とした座談会を実施する。

【参考】過去の開催実績

年度	R5(幡多地域、安芸地域)		R6(嶺北地域、中央西地域)			
日程	R5.10.1	R5.10.16	R7.2.3	R7.2.14	R6.12.18	R7.3.14
開催 場所	土佐西南大 規模公園ふ るさと総合セ ンター	田野町ふれ あいセンター	嶺北林業振 興事務所	嶺北高校	仁淀川町林 業振興センタ ー	追手前高校 吾北分校
参加 人数	34 名	39 名	5名	25 名	17 名	18 名
参加者	一般、林業関係者等		地域おこし協 力隊など	生徒(2年 生)	集落活動セ ンター関係者 など	生徒(1, 2年 生)

(4) 特に提案を求めるポイント

①意見交換会

- ・今回の意見交換会では、参加者を一般公募するものではなく、事前に高校や地域で活動する団体等に協力を依頼し、参加者を確保したうえで開催する予定。高校や地域で活動する個人・団体等は県が選定し、意見交換会への参加について協力依頼を行う。
- ・参加者からのご意見をより広く引き出すための意見交換の方法や意見交換のテーマ等について、具体的に提案すること。ファシリテーター等を配置する場合は、具体的な候補者についても提案すること。

②森林環境税に関する広報

- ・広報物のデザインやキャッチコピーは、森林環境税の概要や取組内容を写真やイラスト、動画などにより分かりやすく伝えるとともに、県民が森林環境保全活動に参加したくなるような内容とすること。

(5) 提案書の記述する内容

表紙【様式ア】	・事業名、所在地、事業者名、代表者名、担当者名、電話、E-mail、FAX を記載すること。
委託業務全般に関する考え方などを示した全体の企画案	・業務の目的や企画全般の考え方、コンセプトなどを記載すること。

意見交換会の企画及び実施体制	・意見交換会のプログラム、意見交換の具体的な方法や意見交換のテーマ、ファシリテーター等を配置する場合はその候補者、受託者の実施体制などを記載すること。
森林環境税に関する広報の企画及びイメージ図	①新聞広告 ・掲載時期、訴求ポイント、広告画像等の素材イメージ等 ②デジタル広告 ・広告の種類、媒体、配信方法、配信時期、ターゲット、訴求ポイント、広告画像等の素材イメージ等 （仕様書に定める「税の認知度向上を目的とした広報」と「森林環境保全の普及啓発や県民の保全活動への参加を促す広報」の2パターンを記載すること） ③その他の広報 ・広告の種類、媒体、掲載時期、訴求ポイント、広告画像等の素材イメージ等
スケジュール	・契約締結から業務完了までのスケジュール表を記載すること。
経費見積書	・本業務の仕様書及び提案内容を実施するために必要な全ての経費について積算し、記載すること。
類似業務実績一覧【様式Ⅰ】	過去10年間に於いて国や自治体または自治体が出資する法人等から受託した以下の類似業務の概要を記載すること。 ①シンポジウム等の開催 ②デジタル広告等の実施 （記載は各5例以内とし、契約書等の写しを添付すること）

7 企画提案に当たっての留意事項

- (1) 1者1提案とします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次に該当するときは無効となる場合があります。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

8 参考意見（高知県森林環境保全基金運営委員会からの座談会に対するご意見）

（全体へのご意見）

- ・次世代である子どもたちにも参加してもらいたい。次世代にきちんと説明できる取り組みであってほしい。
- ・座談会は県内の情報や意見を集約、回収する部分。これが森林環境保全基金運営委員会とマッチングすることによって、事業構想委員会としての役割や事業の改善という点が機能すると思う。
- ・森林環境税活用事業の評価基準である「質」について、この座談会での意見交換で補完されると思うので、非常に重要になる。
- ・どのように本物の参加をしてもらえるのか。例えば、高知の自然や暮らしが好きで、移住をされてる方や、地域おこし協力隊の方などに意見をぶつけてもらうことで、議論が膨らむ。
- ・子どもたちへの森林環境学習の成果が座談会に反映できないか。森林環境税の事業と事業を連携しながら発信すれば、関連した地域住民や親たちも参加していただける可能性もある。森林環境学習の成果を発表して共有するというのも、一つの仕掛けになるかもしれない。
- ・どのくらい本当の議論ができたか、それが次のプランに繋がったのかを意識する必要がある。自分ごととして議論ができる仕掛けが必要。

（意見交換のテーマへのご意見）

- ・楽しいテーマや、初めての方や子どもでも参加できるものがあつたらいい。
- ・好奇心をくすぐるテーマにする必要がある。「ボランティアも参加者が減っているけど、どうしたらいいのか」というように投げかけるとか、緊張感や楽しみがないと議論は動かない。
- ・森林環境保全基金運営委員の所属に合わせて「幼児教育」「学校教育」「生涯教育」「野生動物」「広報」「街づくり」などとし、委員参加で意見交換するのも良いのではないか。

（テーマ案）

- ・林業×防災、森林×防災
- ・広葉樹の利用と薪などのバイオマス
- ・森のある幼稚園、日常にある自然を増やす
- ・高知県の自然の豊かさに惹かれる移住者
- ・積極的に森に関わる移住者
- ・高知県産材を使った木の家づくり
- ・将来の林業の担い手につながる森林環境税のあり方